

「広島県消費者基本計画（第3次）案」への意見（団体用）

団体名	特定非営利活動法人 消費者ネット広島
-----	--------------------

		該 当 箇 所	該当するページ
計 画 案		☒ 第 1 章 計画の概	P1、P7
		☐ 第 2 章 広島県における消費生活の現状と課題	
		☐ 第 3 章 計画の基本的な考え方	
		☒ 第 4 章 施策の展開	P26～27、P29、P33、34 ～、36～、46
		☐ 第 5 章 計画の推進体制と進行管理	
		☐ その他，全般	
御 意 見 容	内 容	○最近使われている語句(フィンテック、シェアリングエコノミー)についてはページ下に注記が必要と思われる。P7(または P1) ○「全市町での消費生活相談窓口開設日数の維持」⇒維持・増加 現状では、週 2 日、週 1 日という市町もあり、少なくとも増加する必要があると思う。P29～ ○市町の相談体制の現状として、「相談員の高齢化や担い手不足」が問題になっており、「窓口としての質の向上」のために、国家資格を持たない担当の資格取得支援や市民からの登用を積極的に行うことも必要と思われる。 ○広島県内でも在留外国人が約 5 万人を超え、入国管理法の改正等により更に外国人が増えその消費増に伴いトラブルも生じていくことが考えられることから外国人が相談しやすい体制強化に取り組んでほしい。P33 ○広島県において高齢化や高齢単身化が進んでおり、地域共同体が弱まり単身高齢者の消費者トラブルの更なる増加や深刻化が危惧されるため、高齢者対策を充実強化させてほしい。P34～ ○複雑巧妙化している消費者被害に対し、被害の未然防止のため悪質事業者に対する取組をしっかりと進めていただきたい。P36～ ○P7 の上から 4 行目の句読点の位置は、「予測され」の後ではないか？	

☆締め切り 令和2年3月18日（水）（郵送の場合は、3月18日（水）消印有効。）

☆提出方法 ・ 電子メールの場合 メールアドレス : kansyouhi@pref.hiroshima.lg.jp

・ 郵送の場合 あて先 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県環境県民局消費生活課

・ファクシミリの場合 FAX : 082-223-6121

☆問い合わせ先 広島県環境県民局消費生活課

電話：082-513-2730（ダイヤルイン）

御意見をいただきありがとうございます